

## 平成30年米原市議会第4回定例会 請願文書表

請願番号	請願 第 1 号	受理年月日	平成30年11月1日
件 名	主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を 求めることについて		
請願者住所 氏名	滋賀県米原市宇賀野280番地1 レーク伊吹農業協同組合 経営管理委員会会長 中川 清之 代表理事理事長 常喜 兼雄		
紹介議員	北村 喜代隆 議員		

## 〔請願の要旨〕

主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）を廃止する法案が平成29年4月14日の参議院本会議で可決・成立し、平成30年4月1日に同法が廃止されました。

これまで県行政は、同法に基づき高品質な原種・原原種の生産、供給等を担い、本県の主要農作物である水稻、麦および大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきました。

種子法の廃止を受けて、県は関係要綱を一本化した「滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱」を制定し、県内では同要綱に基づく種子生産が開始されたところです。一方、一部の府県においては、これまで行政が担ってきた種子生産に係る業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されれば種もみの価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がなされており、県内の生産現場においても、将来的には優良な種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっています。

つきましては、米原市におかれては、地方自治法第99条の規定に基づき、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでどおりの行政対応を継続することに必要な予算および関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、「滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱」の県条例化を内容とする意見書を滋賀県に提出されるよう請願します。

付託先委員会

産業建設常任委員会